地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

職員ストレスチェック　仕様書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「甲」という）と標記業務を受託した健診機関（以下「乙」という）は、この仕様書及び実施フローに基づき、業務を実施するものとする。

○業務の名称
ストレスチェック

○業務実施期間
令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

○実　施　者
外部機関

○実施事務従事者
外部機関の職員及び当院担当者

○業務の内容
１　ストレスチェックの準備
（１）健診実施計画
① 実施日
・令和９年度
前期：５月下旬から６月上旬の指定する３日間

・令和１０年度
前期：５月下旬から６月上旬の指定する３日間

・令和１１年度
前期：５月下旬から６月上旬の指定する３日間

② 場　所　　岐阜県立多治見病院内で甲が指定する場所

（２）甲が送付する「受診予定者情報」に基づき、ストレスチェック回答シートを作成し、甲が指示する方法により受診予定者に配付する。

２　ストレスチェックの実施
（１）定期健康診断及び特殊健康診断と同日に実施する。
（２）受付場所において、職員から「調査票」を受領する。

３　ストレスチェックの結果
（１）乙は、受診日から起算して、４週間以内に受診者個人結果を職員まで通知すること。また、結果とともに封筒、同意書及び「面接実施依頼」を同封すること。
なお、結果表の配付については、甲の指示により行うこと。

（２）乙は、職員から同意書の提出があった場合、すみやかに結果を甲に提出すること。
（３）乙は、甲から面接希望者の結果を要求された場合、すみやかに結果を提出すること。

４　その他

（１）乙は、甲の要求に応じて、ストレスチェックデータの統計処理、資料作成等を行うこと。
（２）ストレスチェックに関する納品請求書は翌月１０日までに担当者まで提出ください。
（３）その他必要な事項は甲乙協議のうえ決定する。